

学生生活課長	副課長	課外・生活支援 主担当	課 員

令和 年 月 日

## 体 育 施 設 使 用 願

使用団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 学籍番号（所属） \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 E-Mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_  
 顧問教員 \_\_\_\_\_

下記のとおり使用したいので、許可くださるようお願いいたします。

使用場所	・野球場 ・陸上競技場 ・体育館 ・スポーツセンター ・テニスコート 詳細（ _____ ） 例）体育館奥面、スポーツセンター剣道場、テニスコート南側2面
競技及び 使用目的	
使用日時	令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分 *別紙を添付して示してもよい
	（ナイター照明使用 有 ・ 無 ） *野球場・陸上競技場の使用のみ
参加人員	名
備考	

\* 体育施設の使用に際しては、裏面記載の注意事項を遵守すること。

## ◎ 施設使用に際しての諸注意事項

体育施設の使用に際しては、事故防止に努めるとともに、下記の注意事項を厳守願います。

- 1 利用者は、体育施設、設備の保全に留意し、常に正常な状態で利用すること。
- 2 利用者は、防火、保健衛生及び災害防止等に留意し、快適な環境の保全につとめること。
- 3 利用者は、故意又は過失により施設、設備又は備品を減失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。但し、認められた不動産等を原状回復した場合は、この限りではない。
- 4 申請者は、利用者の体調確認を行い、無理させないこと。
- 5 使用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- 6 本学敷地内に加え、敷地外周辺（構内出入口、敷地に直面する道路等）も周辺住民の迷惑となるため喫煙は禁止です。
- 7 野球場、陸上競技場、テニスコートを利用する際には、施設内及び周辺への自動車の駐車を行わないこと。